

## 日本学術会議の組織・ガバナンス等に係る論点整理

### ○幹事会（役員会）

幹事会（現行日本学術会議法）	役員会（新法）
<p>第十四条 日本学術会議に、その運営に関する事項を審議させるため、幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は、会長、副会長、部長、副部長及び幹事をもつて組織する。</p> <p>3 日本学術会議は、第二十八条の規定による規則（以下この章及び次章において「規則」という。）で定めるところにより、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限の一部を幹事会に委任することができる。</p>	<p>（役員会）</p> <p>第十八条 役員会は、第三十六条第二項の規定により役員会の議を経なければならないとされている事項及び会長の職務に関し役員会が特に必要と認める重要な事項を審議する。</p> <p>2 役員会は、会長及び副会長並びに役員以外の会員のうちから会長が指名する者をもつて組織する。</p>

#### 【要検討事項】

① 現行幹事会の機能を担う組織をどうするか。新法に規定する「役員会」が担うこととするか、別途設置するか。

→総会とは別に運営のための日常的な意思決定を行う機関は必要と考えられるが、法に規定する役員会の業務には含まれておらず、規則で規定することが必要ではないか。

→開催頻度は基本的に月1回とし、役員会の後に記者会見を行うことでよいか。

② 役員会（幹事会）の構成をどうするか。

→役員会の構成は「会長、副会長、会員から会長が指名する者」となっているが、会則で「指名する者」についてさらに規定するか。

→役員会（幹事会）における事務局の位置づけについて。

→役員会への監事のオブザーバー参加を認めるか。もしくは、オブザーバー参加は認めないこととし、会長等が監事に報告することとするか。

③ 日本学術会議より役員会（幹事会）にどの事務を委任するか。

→ **現行の主要な幹事会決定事項**（会則第19条等による）

・意思の表出に関する事項

（※答申、勧告、要望、声明は原則として総会が承認し、提言、回答は幹事会が承認している。）

・国際活動に関する事項

・政府への資料の提出、意見の開陳又は説明の求め

・連携会員、特任連携会員（、栄誉会員）の候補者の決定

・臨時の委員会（課題別委員会、幹事会附置委員会）の設置

・委員会の分科会、小分科会又は小委員会の設置

・委員会等の委員の決定

・若手アカデミー会員の決定、若手アカデミー分科会の設置

・講演会、シンポジウム等の開催の決定

・協力学術研究団体の承認

・外部評価の実施

※現行は幹事会決定（が可能な）事項であるが、法人化後は法律の規定により総会の決議によらなければならぬもの

- ・政府からの諮問に対する答申及び政府への勧告（※現行でも、原則として総会が承認）
- ・国際団体への加入

④ 役員会（幹事会）に委任する事務のうち、軽微なものを会長に委任するか。

→例：・国際会議への派遣者の決定

- ・分科会、小委員会の委員の決定
- ・協力学術研究団体の承認 等

【参考】総会決議事項として新法に規定されている事項

- ・内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- ・諮問に対する答申及び勧告
- ・国際団体への加入
- ・中期的な活動計画及び年度計画の作成又は変更
- ・自己点検評価書の作成
- ・予算の作成
- ・報酬等の支給の基準及び給与等の支給の基準の策定又は変更
- ・日本学術会議規則の制定又は改廃
- ・会員の選任（・解任）、会長の選任、選定方針の作成に関する決定
- ・会員候補者選定委員、選定助言委員の選任